

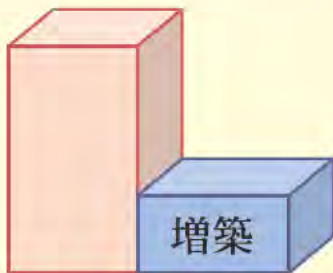
- ・建物の設計をする方
- ・工事を請け負う方

- ・お店を貸す方
- ・お店を始める方

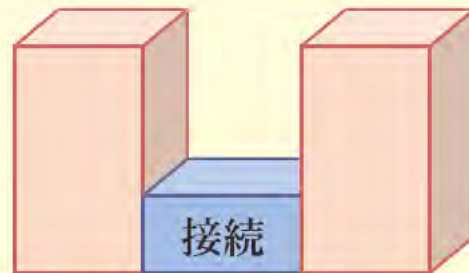


消防署にご相談を!

テナントの入居や建物の増改築により、知らない間に消防法令違反となっている場合があります。



増築の例



建物接続（渡り廊下）の例

増築や建物の接続を行い、延床面積が増加すると屋内消火栓設備や自動火災報知設備等の設置が必要となる場合があります。
(未設置の場合、公表の対象となる場合があります。)

3階	事務所
2階	事務所
1階	事務所



3階	事務所
2階	飲食店
1階	物販店

事務所や共同住宅の一部を飲食店、物販店又は福祉施設などに**用途変更**した結果、自動火災報知設備や避難器具等の設置が必要となる場合があります。

用途変更や増築等をしなくても違反となる事例

- ・外部に面する窓を陳列棚で塞いだりフィルムを貼ると屋内消火栓設備や自動火災報知設備等の設置が必要となる場合があります。
- ・間仕切りを変更すると、消防用設備等の改修・移設・増設が必要となる場合があります。

南但消防本部

朝来消防署庶務予防係 TEL 079-672-0119
 養父消防署庶務予防係 TEL 079-662-0119